

成年後見制度利用支援事業

— 令和4年度要綱改正について —

本市では、令和4年度から岡山市成年後見制度利用助成金支給事業実施要綱を次のとおり改正します。

改正のポイント

①報酬助成対象期間（改正前：期間の設定なし）

申請日から起算して2年前の日が属する月までの期間となります。

適用日：令和4年10月1日

②申請期限（改正前：期限の設定なし）

家庭裁判所による報酬付与の審判（以下、「報酬付与の審判」という。）があった日の翌日から起算して3か月以内となります。

適用日：令和4年10月1日

③申請書及び現況報告書の変更

記載項目追加等のため、様式を変更します。

適用日：令和4年4月1日



※適用日が異なりますのでご注意ください。

改正の解説

①報酬助成対象期間（適用日：令和4年10月1日）
 申請日から起算して2年前の日が属する月までの期間となります。



《解説》

報酬助成の対象となる後見等（保佐、補助を含む。）の活動期間を、申請日から2年前の日が属する月までの期間とし、それ以上遡る期間は対象外とします。ただし、報酬付与の審判に通常以上の日数を要した場合など、特別の事情があると認められる場合はこの限りではありません。

例) 申請日が令和4年10月15日の場合

- ・「申請日から起算して2年前の日が属する月」 ⇒ 令和2年10月
- ・報酬助成対象期間 ⇒ 令和2年10月1日～令和4年10月15日

令和2年				令和3年												令和4年									
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
	10/15 (申請日から2年前の日)																								10/15 (申請日)
対象外	報酬助成対象期間（令和2年10月1日～令和4年10月15日）																								

※上記の例で、令和2年9月以前の活動期間が含まれる場合、対象外となる期間を月割（1か月未満の端数が生じる場合はその部分を日割）で計算し、対象期間分を算出します。

③申請書及び現況報告書の変更（適用日：令和4年4月1日）

○添付書類の取り扱いを次のとおりとします。（運用の変更なし）

- ・「報酬付与の審判の決定通知書」は写しとする。
- ・家庭裁判所に提出した「年間収支予定表」（写し）も添付すること。

○以下の記入欄を追加します。

- ・成年後見人等受任形態 [単独受任／複数受任]
- ・本助成金以外の助成金の有無 [なし／あり]
- ・成年被後見人等が死亡の場合、負債の状況 [なし／あり]

※ありの場合、内容が分かる書類を添付すること。

○生活保護受給者等以外の場合、収入見込額等を記入する欄に「本人」を追加します。（運用の変更なし）

申請・問い合わせ先

〒700-8546

岡山市北区鹿田町一丁目1-1 岡山市保健福祉会館4階

岡山市保健福祉局 保健福祉部 福祉援護課 管理係

TEL：086-803-1216

FAX：086-803-1870

E-mail：fukushiengo@city.okayama.lg.jp

申請書の様式等は、市ホームページ

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000012394.html>

でダウンロードできます。

